

岡山市事前復興計画 (基本方針)

令和8年6月

目次

第1章 総則	1
第1節 事前復興計画とは	1
1. 計画の策定にあたって	1
2. 計画の策定の目的	1
3. 計画の方針	2
4. 計画の位置づけ	2
5. 本計画の構成	3
6. 被害推計データ等	3
第2節 本市の都市づくりの考え方	4
1. 第七次総合計画	4
2. 地域防災計画	6
3. 国土強靱化地域計画	6
4. 都市計画マスタープラン	7
第3節 本市を取り巻く状況	8
1. 社会情勢の動向	8
2. 都市基盤の状況	11
第2章 想定する被災地域	21
第1節 対象災害と被害想定	21
1. 洪水・土砂災害	21
2. 地震・津波	25
第2節 地域の復興に係る検討事項	27
1. 人口、高齢化の課題	27
2. 公共施設等の立地に関する課題	28
第3章 復興計画の基本方針	29
第1節 策定の視点	29
第2節 復興体制	30
第3節 復興手順	31

第1章 総則

第1節 事前復興計画とは

1. 計画の策定にあたって

平成30年7月豪雨では、岡山県で初めてとなる大雨特別警報が発表され、岡山市においても旭川水系砂川が決壊するなど大きな浸水被害が発生しました。

岡山市の市街地は、標高の低い岡山平野に位置しており、特に岡山市の南部では朔望平均満潮位よりも低いゼロメートル地帯が広がっています。このため、市街地は河川より低く排水が困難な地形の上に形成されており、ひとたび洪水が発生すれば復旧に長期間を要するおそれがあります。

また、今後30年以内の発生確率が「60%～90%程度以上」とされる南海トラフ巨大地震は、太平洋沿岸地域の広域に甚大な被害をもたらすと想定されており、岡山市についても南海トラフ巨大地震防災対策推進地域に指定されています。

大規模な災害が発生した際、必要な人員や資機材の確保ができず、災害の初動対応や復旧等の業務量が膨大となり、復興まちづくりへの対応が遅れるおそれがあります。大規模自然災害からの復興の遅れは、市民の生活のみならず、本市の経済、社会、行政等の長期停滞を招くことに繋がりがねません。復興事業は、これまで経験したことがないような大規模かつ複合的なものとなる中で、地域の活力が失われないよう、迅速かつ計画的に推進していくことが求められます。

2. 計画の策定の目的

復興への備えを検討した（岡山市事前復興計画（基本方針）以下、「本計画」という。）を、既存計画と調整を図ったうえで、以下の目的をもって策定します。

- 本計画を策定することで、大規模災害発生後に策定することとなる復興計画策定の期間を可能な限り短縮する。
- 災害対策本部体制における膨大な応急復旧業務と並行して、復興本部体制において、あらかじめ想定した復興手順を参考に業務に着手できる。
- 人口減少や少子高齢化などの中長期的な地域課題を踏まえ、岡山市においての適正な規模や内容の復興が検討できる。

既存計画に加え、本計画も踏まえたうえで、今後のまちづくりに関して実施する事業を検討し、復興後のだれもが安心して住み続けられるまちを想起しながら、計画に沿ってまちの復旧・復興を早期かつ円滑に進められることができるようになることを目指します。

3. 計画の方針

本計画の策定にあたり、ハザードマップ等の既存データを基に、災害種別ごとの被害想定を整理を行いました。その結果、一定規模でまとまった建物倒壊率の高い地域は確認されず、被害が想定される地域は市内に点在する状況となりました。

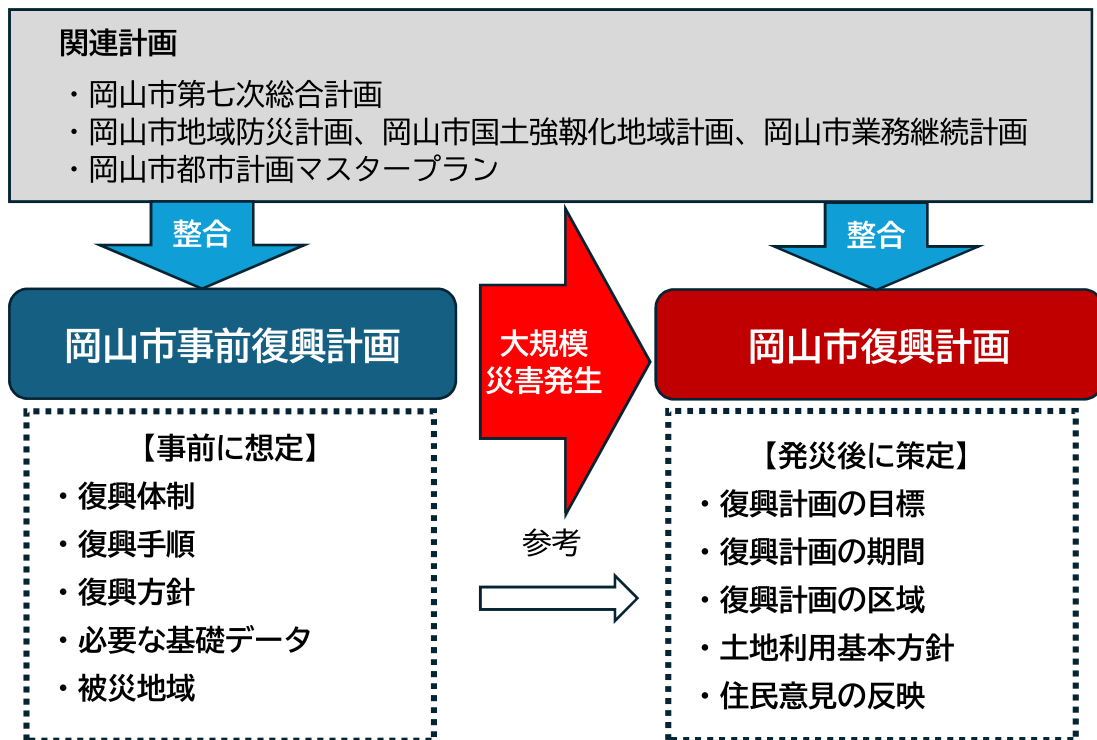
また、被害想定に用いた地形データ等には更新されていない古いものも含まれており、被災シミュレーションの結果についても、現状との相違がみられました。

したがって、本計画では、特定の町丁目に限定した対策よりも、災害発生後の復旧・復興に関する本市の手順や役割を整理することを重視したものとし、今後の事前復興計画を進めていく上での基本方針として取りまとめました。

4. 計画の位置づけ

本計画は、岡山市第七次総合計画や岡山市地域防災計画、岡山市都市計画マスタープラン、岡山市立地適正化計画等と整合を図り、大規模災害からの復旧・復興において必要となる取組や基本的な方針について、事前に検討・整理し、発災後の早期の復興に役立てることを目的としたものです。

本計画は、本市の復興方針を掲げ、本市の復旧・復興体制の構築と各職員が実施する復興の手順を事前に想定し、復興計画策定の基礎資料とすることを目的としています。



5. 本計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりとします。

■事前復興計画の構成

編	章	概要
第1章 総則	第1節 事前復興計画とは	事前復興計画の前提や位置づけ、計画の構成を示します。
	第2節 本市の都市づくりの考え方	総合計画や都市計画マスタープラン等の関連計画に記載されている都市づくりの方向性を整理します。
	第3節 本市を取り巻く状況	本市における社会情勢の動向や都市基盤の状況を整理します。
第2章 想定する被災地域	第1節 対象災害と被害想定	本計画において対象とする災害とその被害想定を整理します。
	第2節 将来都市構造に位置付けられた地域	居住誘導区域、都市機能誘導区域と被害の大きい地域を重ね合わせた地域に係る課題を整理します。
	第3節 地域の復興に係る検討事項	地域における高齢化や土地利用、公共施設の立地等、立地適正化に係る課題を整理します。
第3章 復興計画の基本方針	第1節 復興の視点	復興へ向けた策定の視点を想定します。
	第2節 復興体制	想定する復興体制、災害対策本部との関係を想定します。
	第3節 復興手順	復興手順、各部の役割を想定します。

6. 被害推計データ等

抽出した町丁目ごとの被害推計データ等、各種資料については、危機管理室で取りまとめ、保有していますので、必要とする部署へ提供することが可能です。

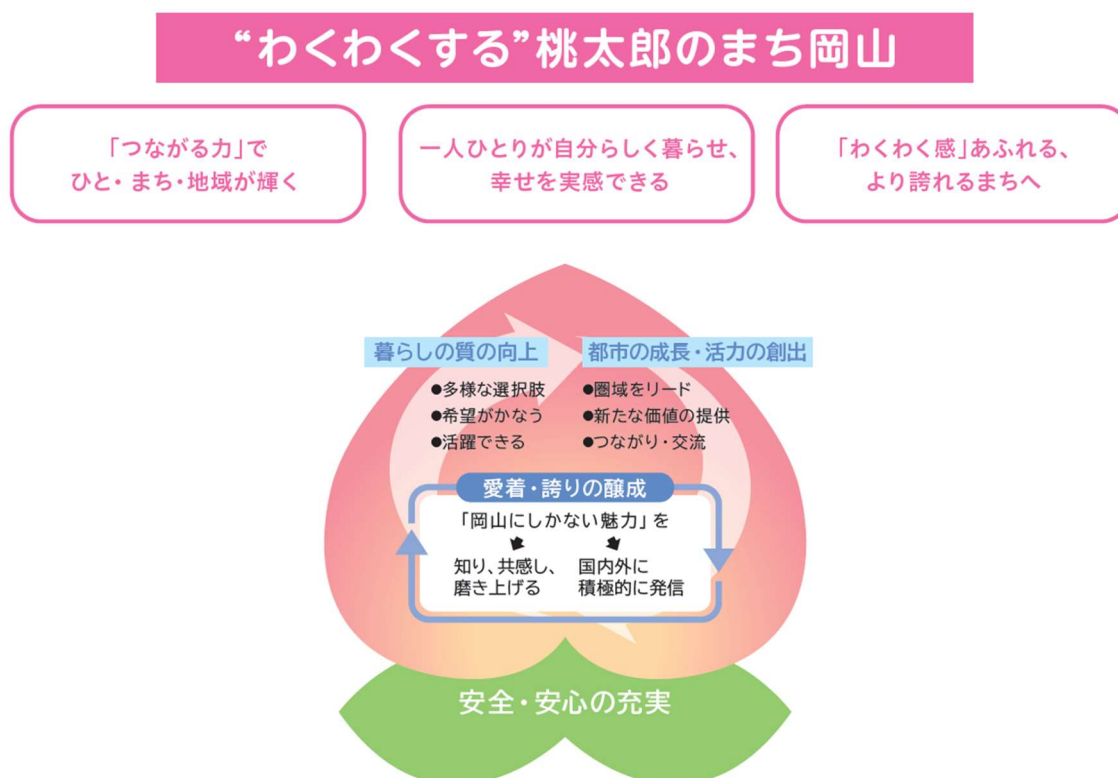
第2節 本市の都市づくりの考え方

関連計画のまちづくりの方向性を踏まえ、復興に際しては被害状況を考慮してまちづくりの方向性を検討する必要があります。以下に踏まえるべき関連計画における都市づくり事前復興の方向性を整理します。

1. 第七次総合計画

(1) 長期構想

本市では、市政全般の総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想として、令和7年度に岡山市第七次総合計画（長期構想）を策定し、人口減少の抑制と適応を図りながら住みやすさと都市の成長を共に実現する持続可能なまちづくりをより一層深化していくため、岡山市のめざす「将来都市像」と、それを実現するための「まちづくりの基本的な視点」などを定めています。

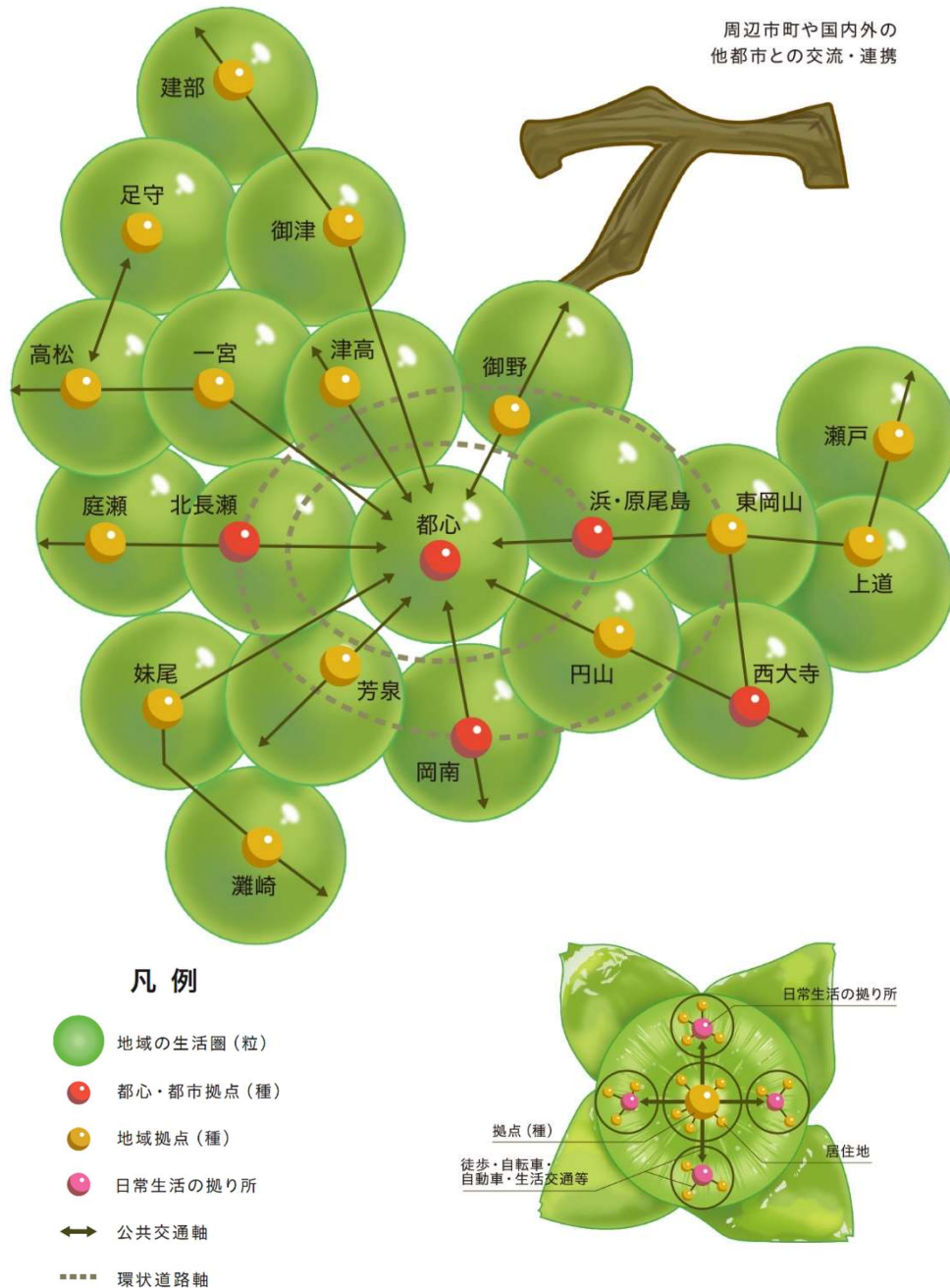


■将来都市像コンセプト

(岡山市第七次総合計画（長期構想）（令和8年3月 岡山市）)

(2) 将来の都市の形

岡山市第七次総合計画（前期中期計画）では、めざす都市の形として「コンパクトでネットワーク化されたマスカット型都市構造」を位置づけるとともに、「都市の活力を高め、市民の暮らしを支える拠点の形成」と「安全・安心で利便性の高いネットワークの形成」の2つの方向性を定めています。



■コンパクトでネットワーク化されたマスカット型都市構造

（岡山市第七次総合計画（前期中期計画）（令和8年3月 岡山市））

2. 地域防災計画

岡山市地域防災計画（令和7年5月）では、風水害等対策編『第4部 災害復旧・復興計画』及び地震・津波災害対策編『第4部 地震・津波災害復旧・復興計画』にて、災害復興にかかる市の体制や復興計画に記載される内容、復興の取組等について記載しています。

復旧・復興の取組として、公共施設や公共土木施設の復旧や農林水産業、中小企業に対する助成のほか、住まいの確保や生活資金等の支給、被災者の見守りや相談支援、被災者の中長期的な心のケア、雇用の確保、迅速な罹災証明書の交付などに取り組むことが謳われています。

また、地震・津波災害対策編では、復興推進本部を設置し、復興計画を策定して計画の区域や目標、期間等を定める旨を記載しています。

3. 国土強靱化地域計画

岡山市国土強靱化地域計画（令和8年3月）においては、事前に備えるべき目標6『社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する』にて、基幹インフラの整備や耐震対策等に係る取組を位置づけています。被災後、道路ネットワークの寸断による復旧・復興の遅れを防止するため、事前に橋梁の耐震化を推進することや、橋梁、トンネル、港湾の長寿命化、地籍調査の推進をすることとしています。

4. 都市計画マスタープラン

岡山市都市計画マスタープラン（平成31年4月）は、都市の将来像を踏まえ、土地利用の方針、都市施設や市街地整備の方針などを定める都市計画の総合的かつ体系的な計画であり、長期的に本市が発展していくため、市民の暮らしや経済活動を支える都市基盤や土地利用などの主に都市計画分野の都市づくりの方向性を示すものです。

■都市づくりの基本理念

人とまちが健幸で、持続的に発展する交流都市 岡山

■都市づくりの基本目標

- ①中四国の広域交流拠点を目指した都市づくり
- ②各地域の拠点を中心としたコンパクトでネットワーク化された都市づくり
- ③誰もが移動しやすい都市づくり
- ④水と緑にあふれた美しく風格ある都市づくり
- ⑤安全・安心で暮らしやすい都市づくり
- ⑥市民との協働による都市づくり

■都市空間形成の基本方向

- ①都市の活力を高め、市民の暮らしを支える拠点の形成
- ②安全・安心で利便性の高いネットワークの形成

■将来都市構造（拠点と連携軸）



■将来都市構造（産業・物流拠点と物流軸）



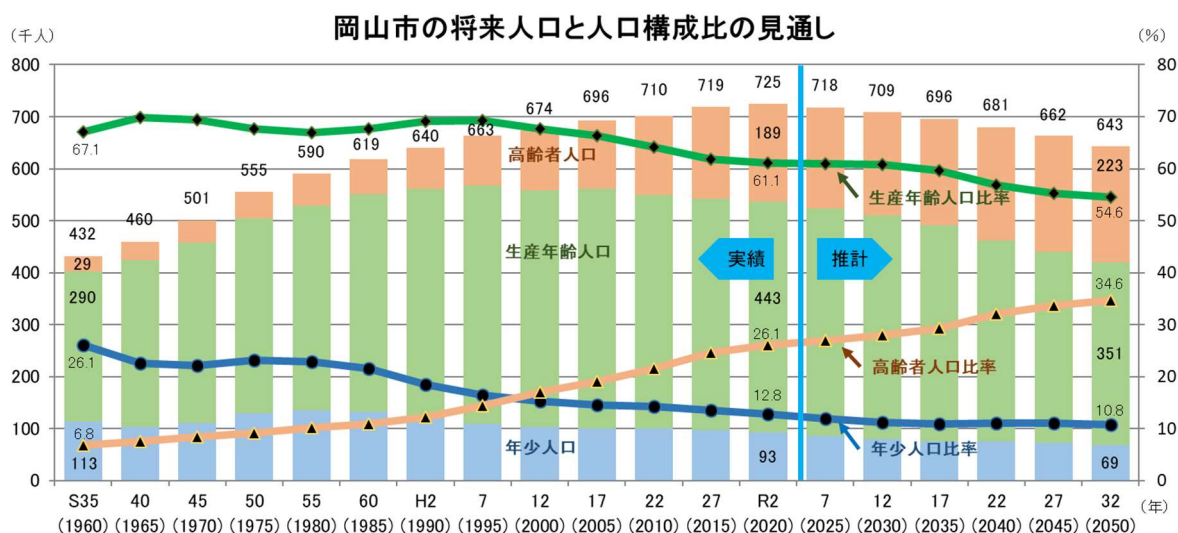
第3節 本市を取り巻く状況

1. 社会情勢の動向

(1) 人口・世帯数の推移、高齢化の状況

岡山市の令和2年（2020年）の人口は724,691人、世帯総数は327,620世帯であり、1世帯当たりの世帯員数は2.16人となります。

人口は令和2年をピークに減少し、少子高齢化が進むことが推計されています。生産年齢人口比率（15歳～64歳人口の比率）は低下し続ける一方、高齢者人口比率（65歳以上人口の比率）は上昇を続け、令和32（2050）年には、令和2（2020）年の26.1%から8.5ポイント上昇し、34.6%となる見通しです。年少人口比率（0歳～14歳人口の比率）は令和17（2035）年頃まで低下するものの、以降は概ね横ばいとなる見通しです。



(注1) 人口等は現在市域。

(注2) 1975年～2010年は人口総数には年齢「不詳」を含む。ただし、人口比率は年齢「不詳」を除いて算出。

2015年及び2020年の年齢階級別人口は不詳補完値によるため、年齢不詳は存在しない。

2025年以降の年齢階級別人口は、総務省「令和2年国勢調査 参考表：不詳補完結果」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。

(資料) 実績値：総務省「国勢調査」(2015年及び2020年は不詳補完値による。)

推計値：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」

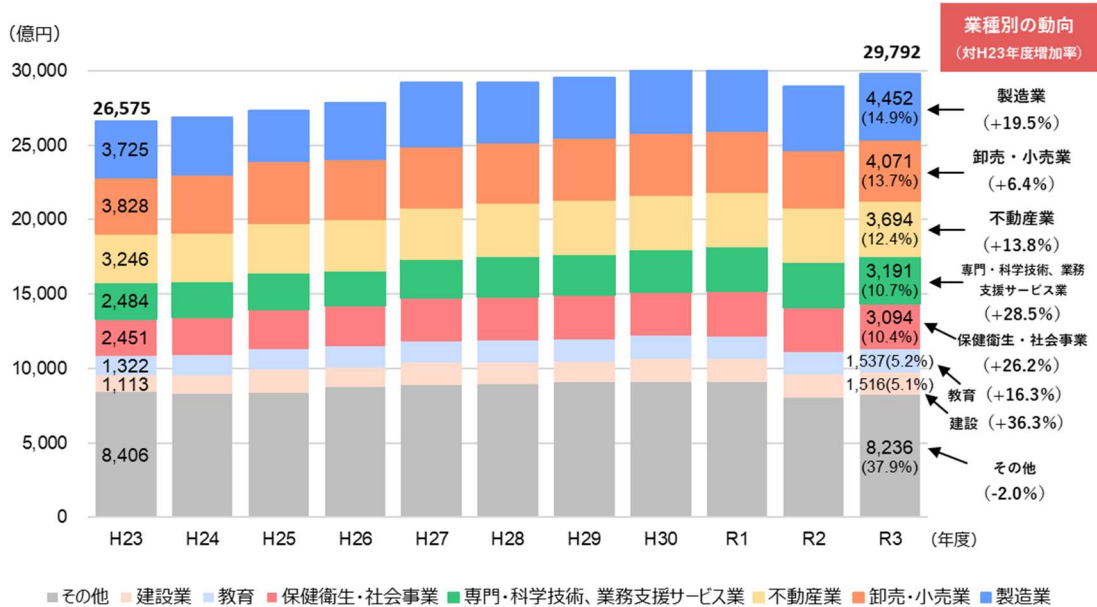
■岡山市の将来人口と人口構成比の見通し

(岡山市第七次総合計画（前期中期計画）（令和8年4月 岡山市））

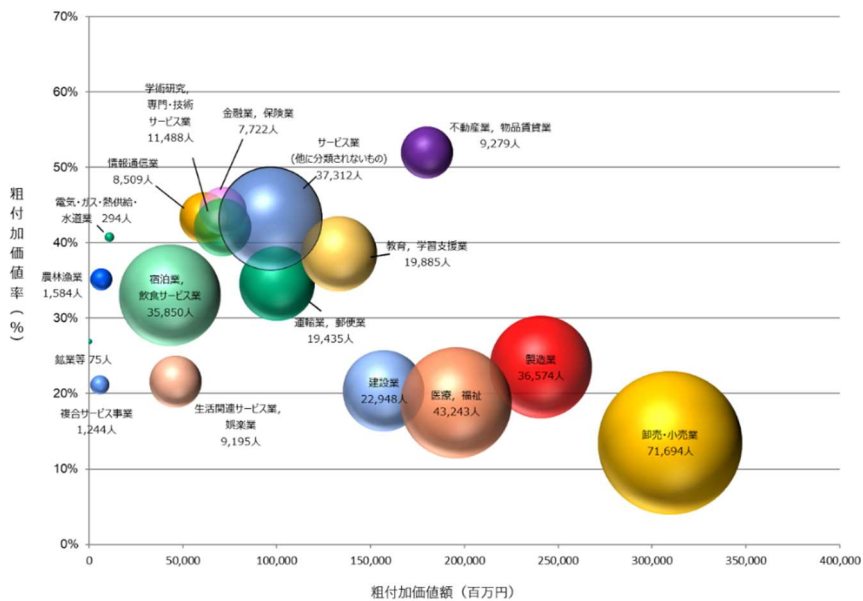
(2) 産業(産業振興アクションプランから抜粋)

市内総生産の構成内容を見ると、製造業、卸売・小売業、不動産業の順に大きく、その3業種で市内総生産の約4割を占めています。

また、岡山市の産業経済活動をみると、従業者数では、卸売・小売業、医療・福祉、サービス業(他に分類されないもの)、製造業、宿泊・飲食サービス業の順に多く、付加価値率では、不動産業・物品賃貸業、金融業・保険業、情報通信業の順に高くなっています。



■経済活動別市内総生産(名目)の推移 (岡山市「市民経済計算」)

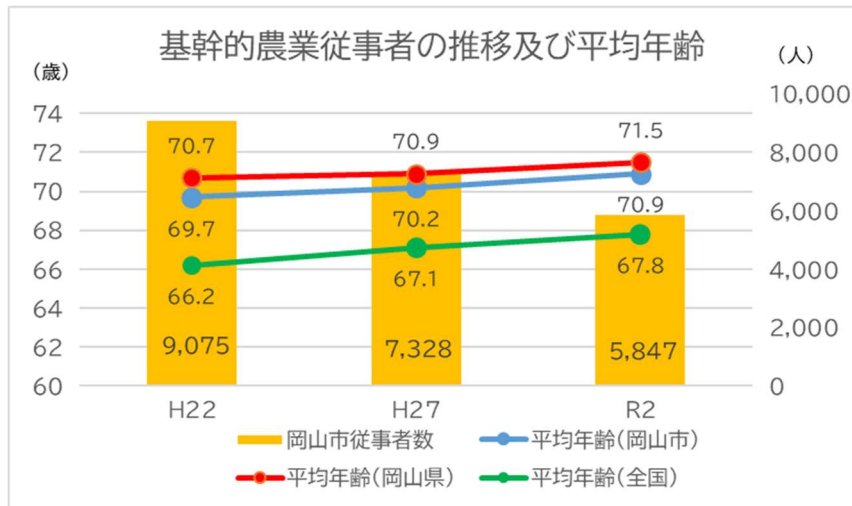


■岡山市産業(企業ベース)の稼ぐ力と雇う力 (総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査」)

(注1) バブルの大きさは雇用人数を表す。
 (注2) 事業所を調査対象としているため、個人事業主の多い農林漁業の値が小さくなる。

(3) 農業

本市は、恵まれた気候風土のもとで、果樹、米麦、野菜等の多彩な農作物が生産されており、総農家戸数が全国第5位(令和2年)であるなど、全国有数の農業都市です。近年、農業者の担い手不足や高齢化が急速に進む中で、儲かる農業の実現と持続可能な農業をめざすことが重要となっています。

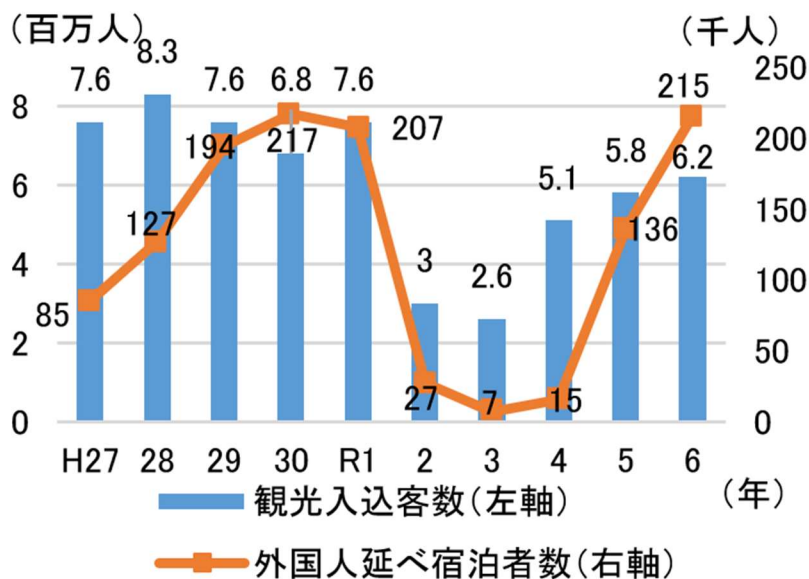


■基幹的農業従事者の推移及び平均年齢
(農林水産省「農林業センサス」)

※基幹的農業従事者：15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として自営農業に従事した者

(4) 観光

岡山市の観光客数は、コロナ渦までは漸増傾向で推移していました。コロナ渦収束後以降、岡山城リニューアルの効果等で回復傾向にはありますが、コロナ渦前の客数には至っていません。



■観光客数・外国人宿泊者数の推移
(岡山市観光統計、観光庁宿泊旅行統計調査)

2. 都市基盤の状況

(1) 土地利用

岡山市の地形は、北部の山地、丘陵地域、旭川・吉井川の河口に広がる岡山平野、児島半島を含む南部の瀬戸内海沿岸地帯から構成されています。土地利用は、市域北部には山林、南部には農地が広がり、商業・業務機能が集積した中心部、商業と住宅が混在した周辺市街地、郊外の住宅地、児島湾沿岸部に工業地が形成されています。



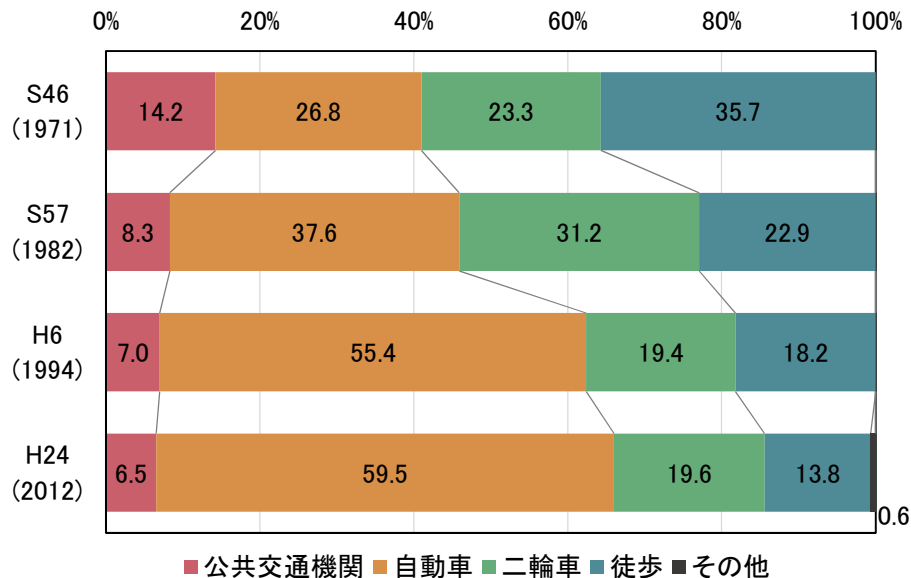
■土地利用現況図

(R 5 岡山市都市計画基礎調査)

(2) 道路・公共交通

① 代表交通手段

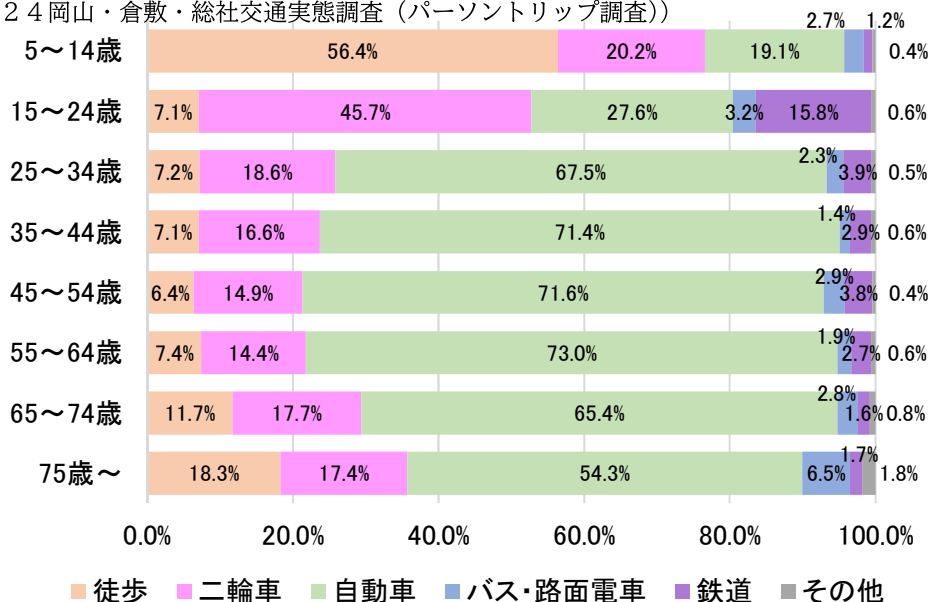
本市の代表交通手段は、昭和46年から平成24年の約40年間で、自動車利用が約2.2倍に増加している一方、公共交通機関の利用、徒歩は著しく減少しています。年齢別にみると、65歳以上の高齢者は、25～64歳に比べて、自動車の分担率が低く、徒歩やバス等の分担率が高くなっています。



■代表交通手段構成の変化（平日）

(S46～H6 岡山県南広域都市圏総合都市交通体系調査、

H24 岡山・倉敷・総社交通実態調査（パーソントリップ調査））



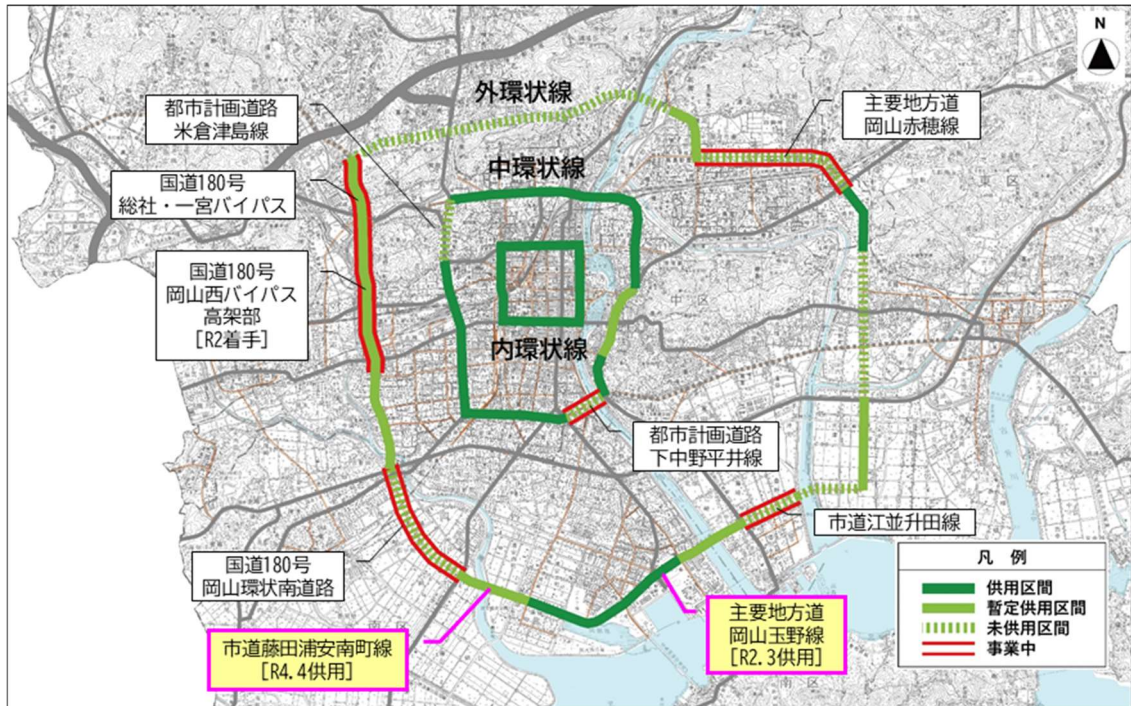
■年齢階層別代表交通手段（平成24年）

(H24 岡山・倉敷・総社交通実態調査（パーソントリップ調査））

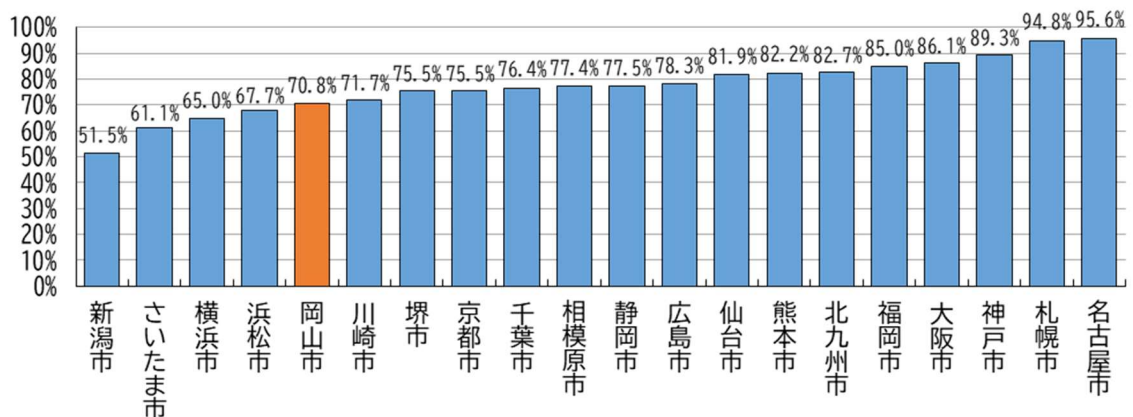
② 道路整備

本市では、主要渋滞箇所による時間的損失や都市機能の低下、居住環境の悪化などの抜本的対策として、内・中・外からなる三環状道路の整備を進めていますが、令和6年度末における整備率は、内環状線が100%、中環状線が90%、外環状線が49%となっております。

また、都市計画道路の整備率は約71%と、政令指定都市の中で低水準となっております。



■三環状道路整備状況



■都市計画道路整備率(政令指定都市比較)

(国土交通省「都市計画年報」(R5.3末))

本市が管理する道路の延長は年々増加し、それに伴い、管理する道路施設の数も増加しています。特に橋梁の数については、約9,600橋と政令指定都市の中で突出して多くなっており、緊急輸送道路にある橋長15m以上の約100橋を対象に耐震補強を進めております。

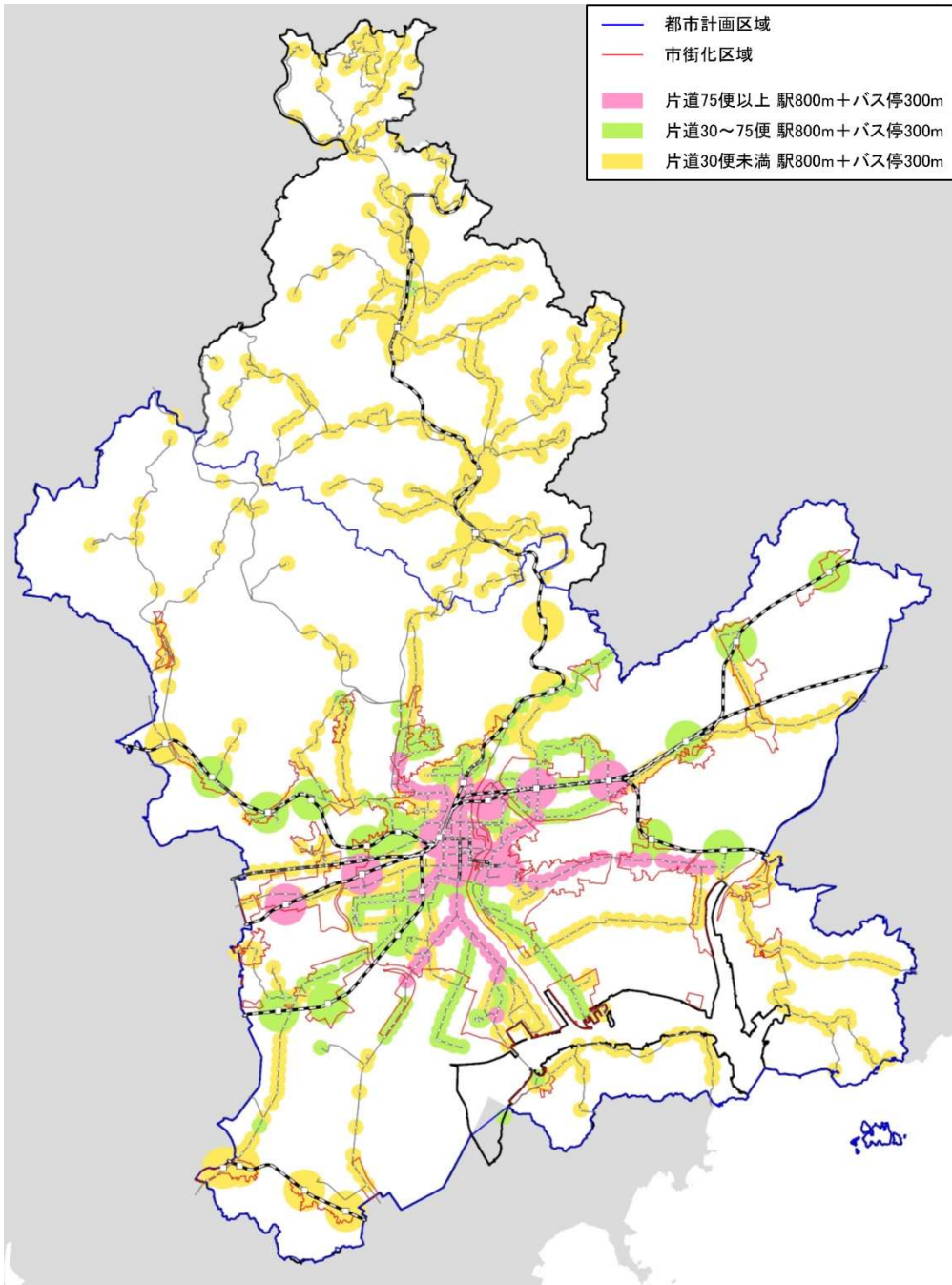
また、緊急輸送道路においては、救急活動や緊急輸送などを円滑かつ確実にするため、無電柱化を進めております。

③ 公共交通

本市の公共交通ネットワークは、都心を中心に放射状にカバーされていますが、市街化区域など人口密度が高い地域で運行頻度が高く、周辺部ではサービス水準が低い状況です。

これまで、公共交通の利用促進施策を進めてきましたが、鉄道利用者は増加傾向である一方、バス利用者は減少が続いており、約20年間で主要なバス路線の利用者数は約4割減少しています。

路線バスの運行区間は、平成6年から平成28年の約20年間で約24%減少しており、人口減少が著しい中山間地域などで運行廃止が多く、コミュニティバスなどの生活交通で代替している地区もあります。

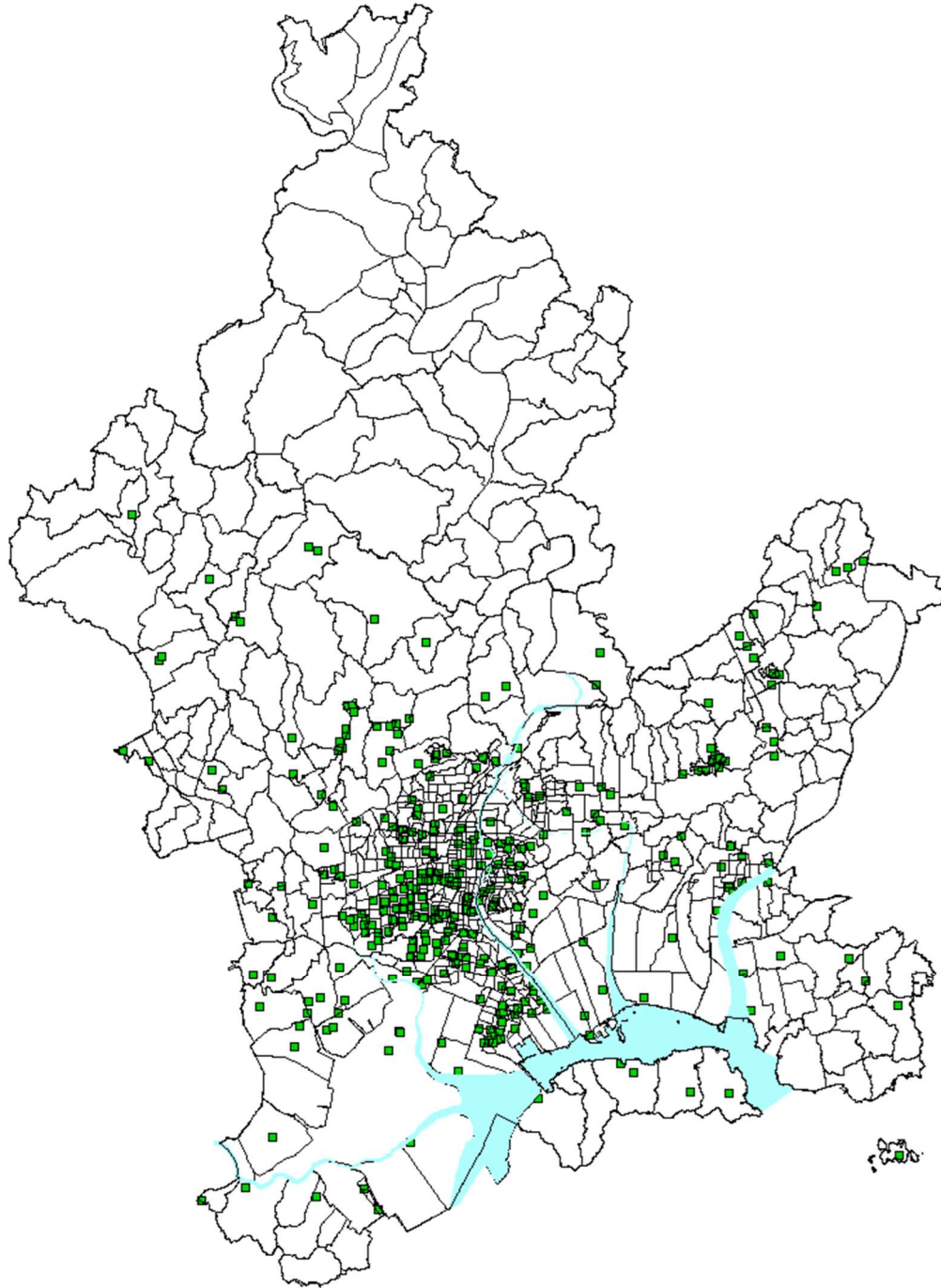


■公共交通ネットワーク図（平日）

（岡山市都市計画マスタープラン（平成31年4月 岡山市））

(3) 都市公園

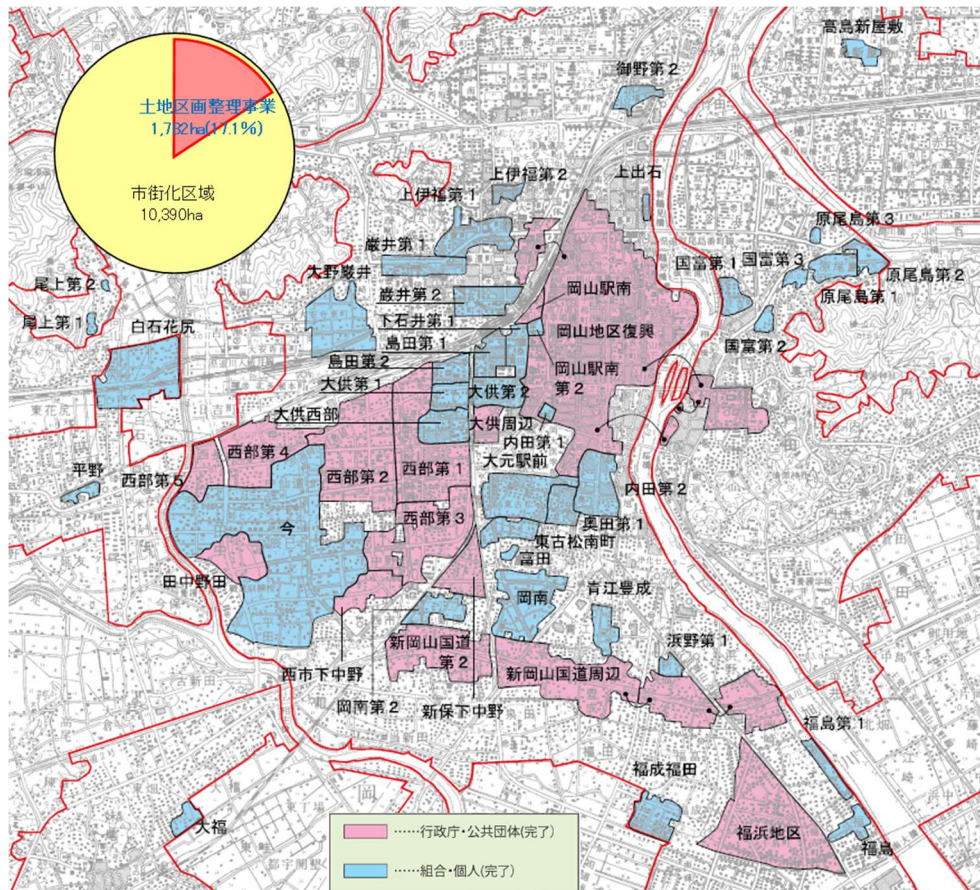
大規模空地として、国土数値情報による都市公園を整理すると下図のとおりです。一定規模の広さをもつ都市公園は自衛隊や消防・警察等の拠点のほか、応急仮設住宅の建設地や災害廃棄物の仮置場などに活用されることが想定されます。



■市内の都市公園の分布
(国土数値情報 (国土地理院))

(4) 市街地開発

本市では、昭和3年の内田第一地区から現在に至るまで、土地区画整理事業により、市街化区域の約17%にあたる約1,782haを計画的に整備してきましたが、現在、事業を実施している地区はありません。



■土地区画整理事業施行地区

(岡山市都市計画マスタープラン (平成31年4月 岡山市))



整備前
(平成12年)



整備後
(平成24年 工事概成時)

■整備地区写真 (大供周辺土地区画整理事業)

(岡山市都市計画マスタープラン (平成31年4月 岡山市))

(5) 建築年代別の建物分布

市内の建物分布は、木造建物が全体の約8割、非木造が全体の約2割となっており、木造建物の割合は、南区で最も多く、次いで東区となっています。

年代別建物分布では、木造建物のうち旧耐震基準の建物が市内全域で約6割程度あり、北区、東区で6割を超えています。

非木造の建物では、旧耐震基準は3割程度で、東区が最も多く約4割です。

【全体】

区	人口	世帯	棟数			割合		
			木造	非木造	合計	木造	非木造	合計
北区	321,968	158,888	119,302	43,281	162,583	73.4%	26.6%	100.0%
中区	149,947	65,567	51,374	24,616	75,990	67.6%	32.4%	100.0%
東区	93,108	37,471	56,603	15,549	72,152	78.4%	21.6%	100.0%
南区	173,229	71,904	69,951	15,553	85,504	81.8%	18.2%	100.0%
全域	738,252	333,830	297,230	98,999	396,229	75.0%	25.0%	100.0%

【木造】

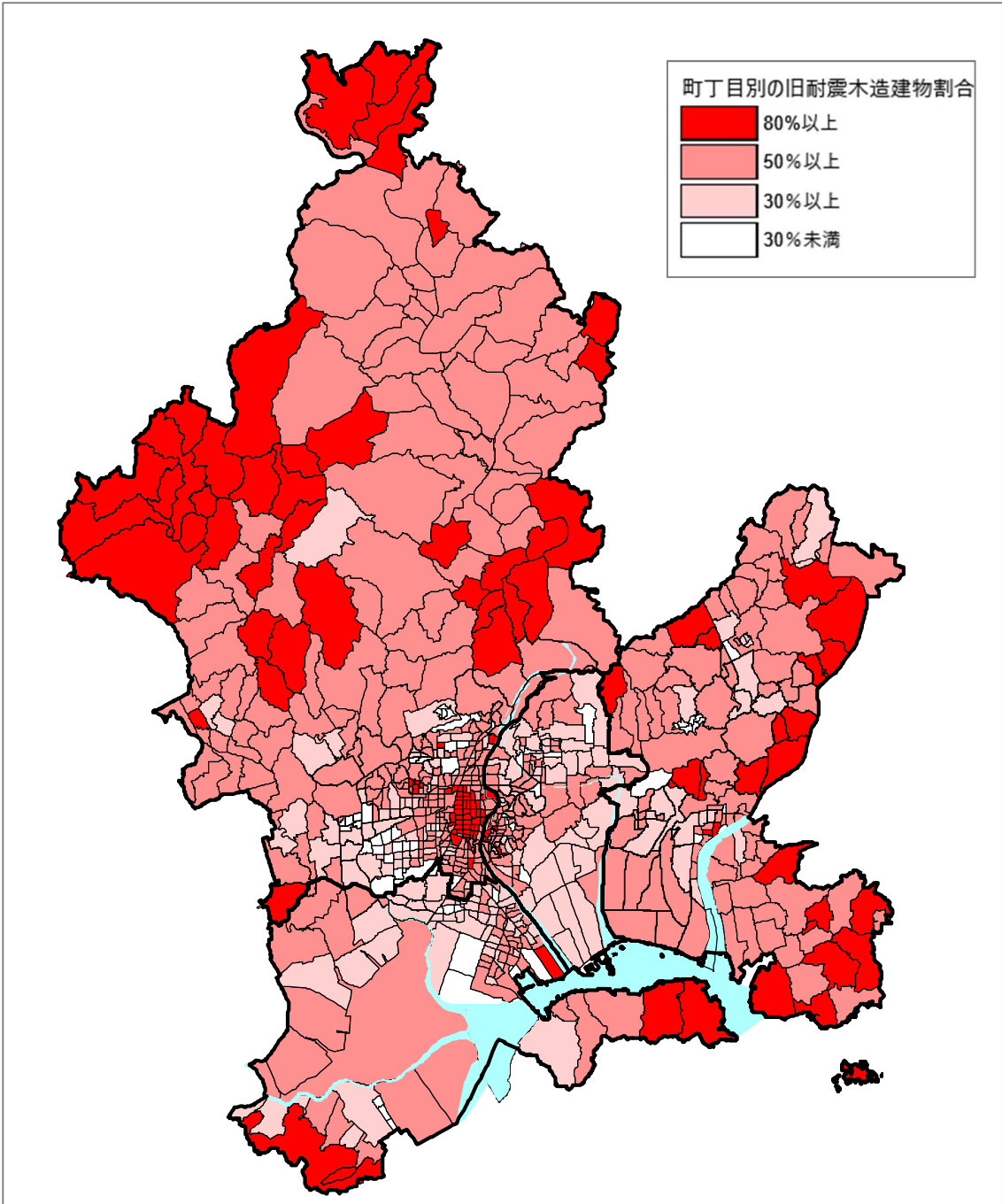
区	人口	世帯	木造（棟数）					木造建物建築年代（%）					旧耐震基準の割合
			～S34	～S55	～H12	H13～	木合計	～S34	～S55	～H12	H13～	木合計	
北区	321,968	158,888	39,769	31,652	27,352	20,529	119,302	33%	27%	23%	17%	100%	60%
中区	149,947	65,567	9,689	14,147	14,973	12,565	51,374	19%	28%	29%	24%	100%	46%
東区	93,108	37,471	19,869	14,756	14,504	7,474	56,603	35%	26%	26%	13%	100%	61%
南区	173,229	71,904	13,022	21,252	21,300	14,377	69,951	19%	30%	30%	21%	100%	49%
全域	738,252	333,830	82,349	81,807	78,129	54,945	297,230	28%	28%	26%	18%	100%	55%

【非木造】

区	人口	世帯	非木造（棟数）				非木造建物建築年代（%）				旧耐震基準の割合
			～S46	～S55	S56～	非合計	～S46	～S55	S56～	非合計	
北区	321,968	158,888	3,919	8,820	30,542	43,281	9%	20%	71%	100%	29%
中区	149,947	65,567	1,905	5,366	17,345	24,616	8%	22%	70%	100%	30%
東区	93,108	37,471	1,969	3,890	9,690	15,549	13%	25%	62%	100%	38%
南区	173,229	71,904	923	3,181	11,449	15,553	6%	20%	74%	100%	26%
全域	738,252	333,830	8,716	21,257	69,026	98,999	9%	21%	70%	100%	30%

■ 区別人口と建物建築年代構成割合

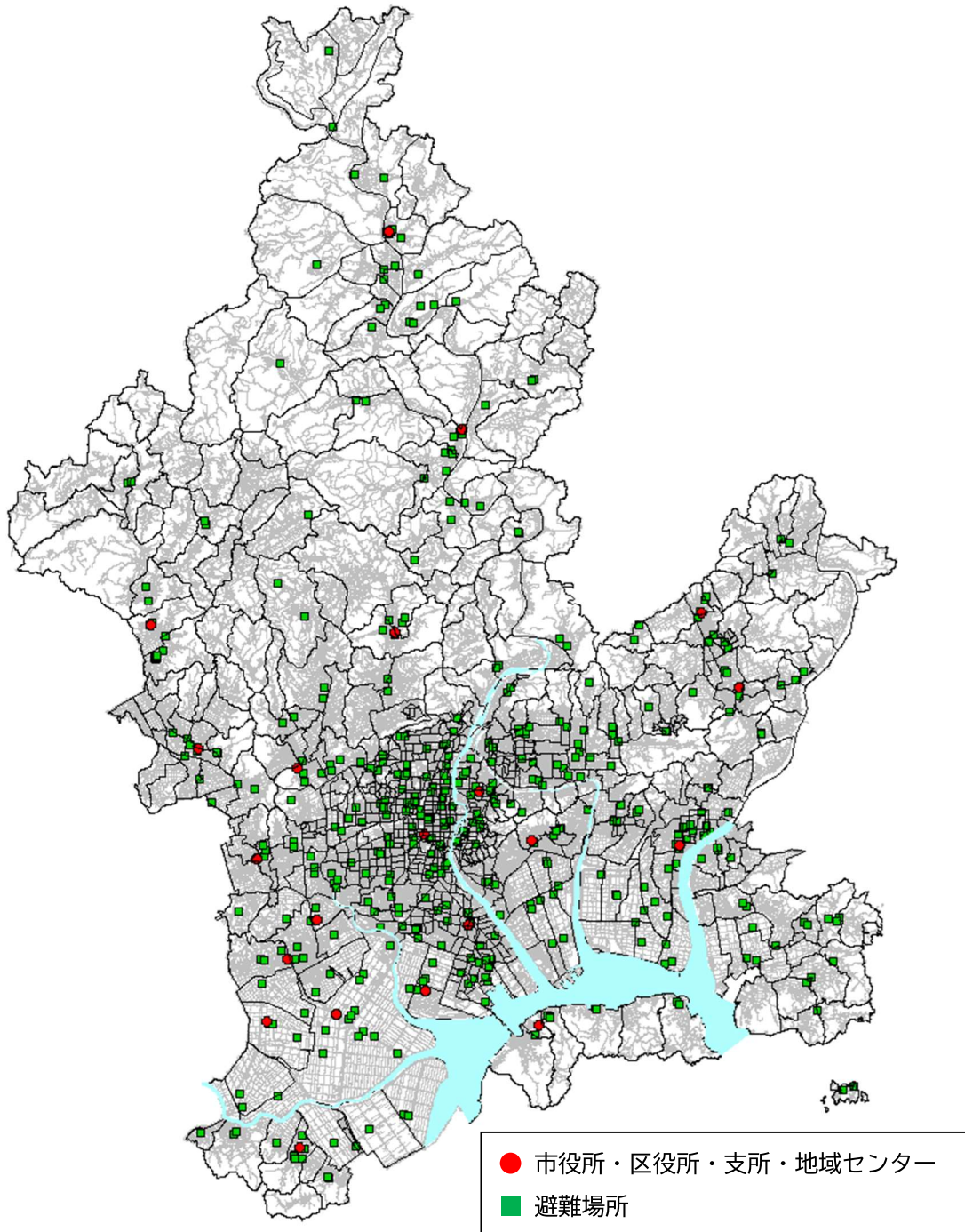
(令和2年度国勢調査・家屋データ(岡山市：令和6年4月1日時点))



■町丁目別の旧耐震基準木造建物分布

(6) 公共施設等の分布

公共施設等の分布は下図のとおりです。避難場所は人口の分布に合わせて、都心部に多く密集しており、地域拠点周辺には点在しています。



■ 公共施設等の分布

(岡山市被災想定調査業務委託報告書 (令和4年5月 岡山市))

第2章 想定する被災地域

第1節 対象災害と被害想定

本計画では、本市において広範囲で被害が想定される「洪水・土砂災害」及び「地震・津波」を対象災害とします。

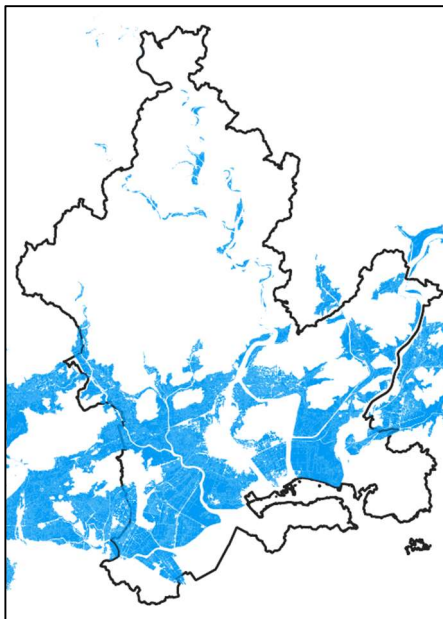
1. 洪水・土砂災害

(1) 洪水

岡山市被害想定調査（令和4年5月）では、下表に示す河川の計画規模の洪水浸水想定を対象とし、洪水浸水想定を重ね合わせを行い検討を行っており、市内の広い範囲で浸水が想定されています。

■対象とする洪水浸水想定

計画規模	
・ 旭川水系旭川上流(県)	・ 倉敷川水系倉敷川(県)
・ 旭川水系旭川中流(県)	・ 旭川水系旭川(令和2年見直し)(国)
・ 旭川水系宇甘川(県)	・ 旭川水系百間川(令和2年見直し)(国)
・ 旭川水系砂川(県)	・ 吉井川水系吉井川(国)
・ 笹ヶ瀬川水系砂川(一宮)(県)	・ 高梁川水系高梁川(国)
・ 笹ヶ瀬川水系笹ヶ瀬川(県)	・ 吉井川水系千田川、千田川放水路、香登川(県)
・ 笹ヶ瀬川水系足守川(県)	・ 吉井川水系千町川、千町古川(県)



■洪水浸水想定区域図(全河川 計画規模)

(岡山市被災想定調査業務委託報告書(令和4年5月 岡山市))

市被害想定において、計画規模により市内で想定される建物被害は、全体で170,845棟、全壊被害となる2.3m以上の浸水が想定される建物が8,258棟と想定されています。区別では、北区が最も多く61,157棟（全壊4,179棟）の被害が想定されています。

■洪水（L1）による建物被害数量

区名	建物数	一部損壊	半壊	中規模半壊	大規模半壊	全壊	被害計
北区	143,612	12,491	20,782	14,830	8,875	4,179	61,157
中区	61,146	16,241	12,101	4,908	1,707	200	35,157
東区	68,291	3,056	8,361	10,885	12,536	3,834	38,672
南区	83,406	14,619	14,135	4,987	2,073	45	35,859
合計	356,455	46,407	55,379	35,610	25,191	8,258	170,845

【参考】浸水深ごとの被害区分

浸水深	被害区分		根拠資料	備考
	浸水状況	被害状況※1		
0.5m 未満	床下浸水	一部損壊	認定基準運用指針 水害指標の手引き	
0.5m 以上～1.0m 未満	床上浸水	半壊	認定基準運用指針	床上1.0m 未満
1.0m 以上～1.5m 未満		中規模半壊	認定基準運用指針	市災害査定基準に整合
1.5m 以上～2.3m 未満		大規模半壊	認定基準運用指針	床上1.8m 未満
2.3m 以上～3.0m 未満		全壊	認定基準運用指針 水害指標の手引き	1階浸水
3.0m 以上～			認定基準運用指針 水害指標の手引き	3.0m 以上は階高2.5m ピッチ※2で設定

※すべての建物について、認定基準運用指針における木造・プレハブ1～2階建て（外力による損傷がある場合）で設定されている被害が発生するものと想定。

※2階高については、ハザードマップ等の設定との整合を図り、2.5mと設定。

（市被災想定調査業務委託報告書：令和4年5月）

【参考】L1想定とL2想定

想定する水害の規模として、発生確率が100年～150年に1回程度の雨を想定した「計画規模（L1）」、発生確率が1,000年に1回程度の雨を想定した「想定最大規模（L2）」の二つの条件が存在します。そのうち「想定最大規模（L2）」では過大な被害結果が想定されるため、本計画ではより現実的な「計画規模（L1）」を想定した水害を対象とします。

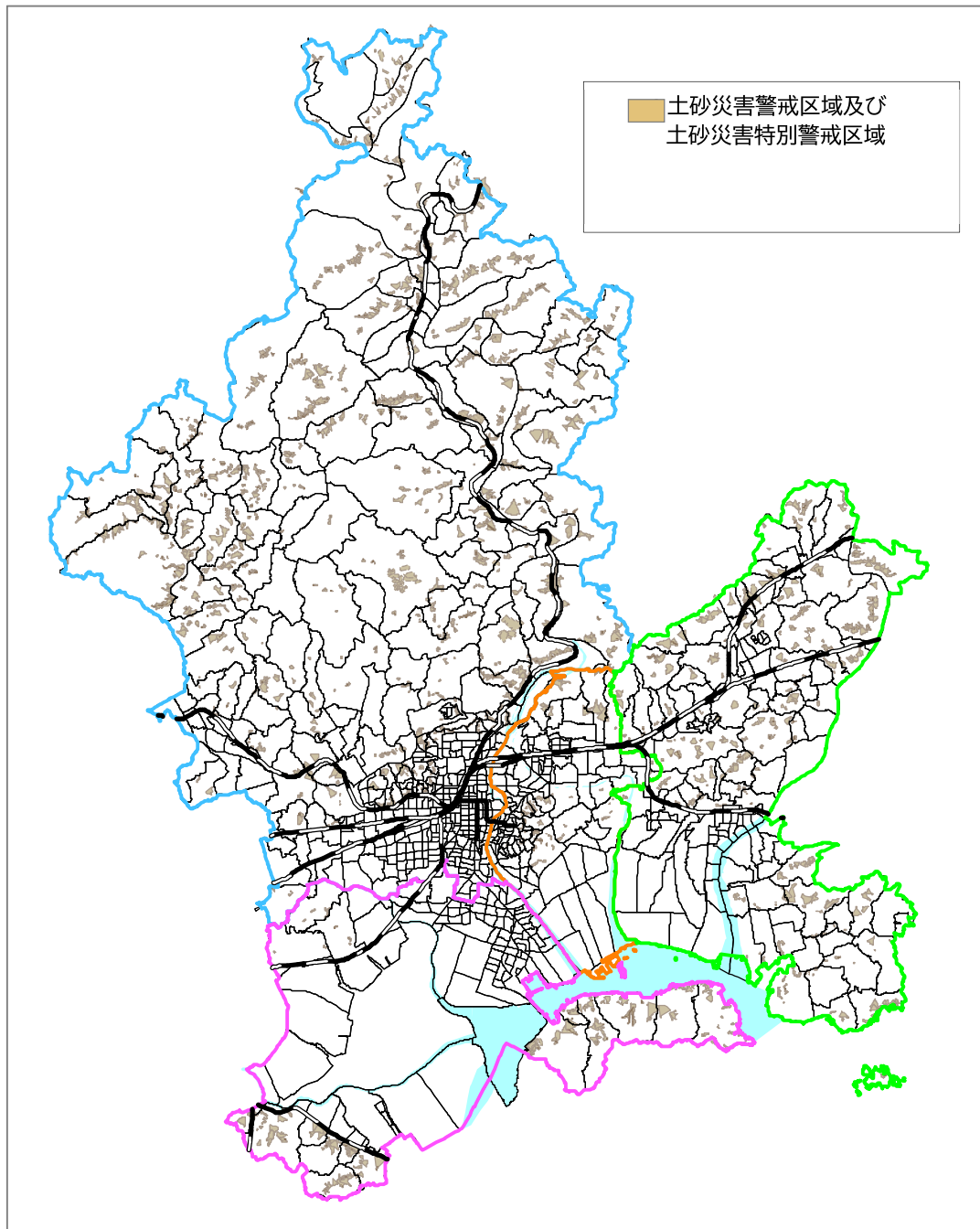
(2) 土砂災害

市内の土砂災害警戒区域・特別警戒区域は、1,497箇所（うち特別警戒区域1,235箇所）が指定されています（令和6年3月時点）。特に北区において広く指定されており、一部では区域への建物立地が見られる状況となっています。

市被害想定による土砂災害警戒区域・特別警戒区域内に立地する建物棟数は、全体で27,286棟となり、北区には半数以上にあたる14,470棟が分布しています。

■土砂災害警戒区域・特別警戒区域の建物棟数

区名	建物数	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域全体
北区	143,612	11,794	2,676	14,470
中区	61,146	1,484	216	1,700
東区	68,291	6,252	665	6,917
南区	83,406	3,847	352	4,199
合計	356,455	23,377	3,909	27,286



■土砂災害警戒区域・特別警戒区域分布状況

2. 地震・津波

(1) 地震

平成25年の岡山市地震・津波等被害想定（「岡山市災害危険度判定及び地震・津波被害想定調査業務委託報告書（H25.9）」）において、南海トラフ地震による被害を推計しています。

市全域では、31,147棟の被害が想定されており、うち全壊が3,550棟となっています。北区の被害が最も多く10,860棟で、全壊が1,426棟となっています。

また、沿岸部に液状化危険度の高い地域が広がり、震度6強が想定される地域でも液状化危険度が高くなっていることから、大きな被害が発生する可能性があります。

■地震による建物被害棟数

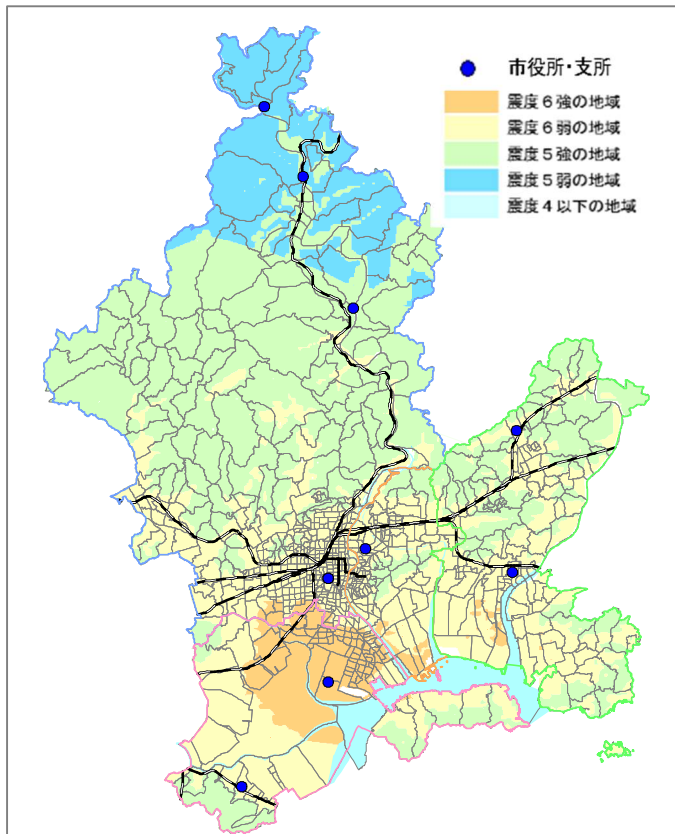
区名	建物数	半壊	全壊	被害計
北区	143,612	9,434	1,426	10,860
中区	61,146	5,163	726	5,889
東区	68,291	3,379	482	3,861
南区	83,406	9,621	916	10,537
合計	356,455	27,597	3,550	31,147

(2) 津波

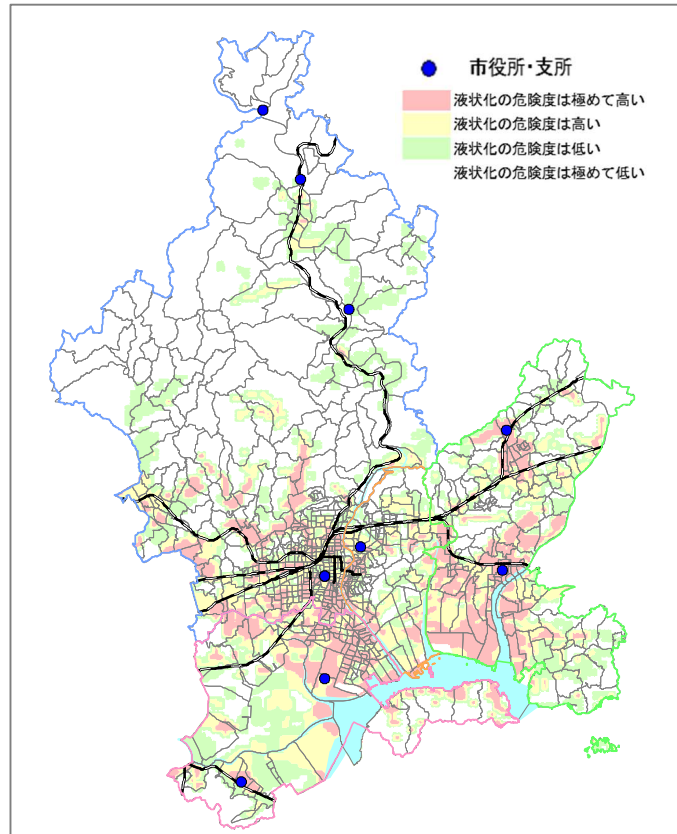
平成22年に実施した岡山市津波被害想定結果では、津波による建物被害棟数を推計しています。

■津波による建物被害棟数

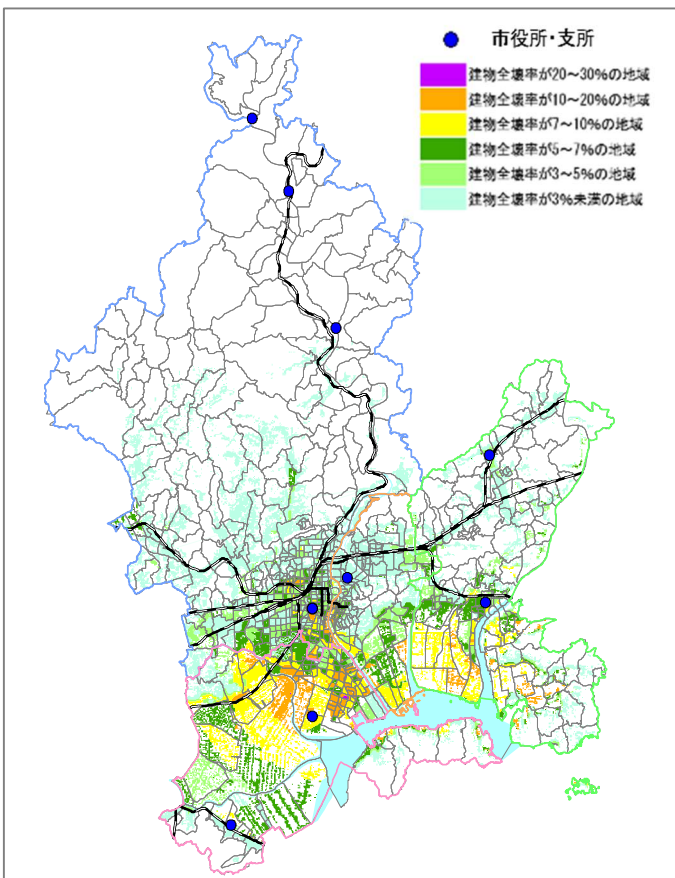
区名	建物数	半壊	全壊	被害計
北区	143,612	25	41	66
中区	61,146	4,143	2,054	6,197
東区	68,291	8,392	4,010	12,402
南区	83,406	31,992	3,295	35,287
合計	356,455	44,552	9,400	53,952



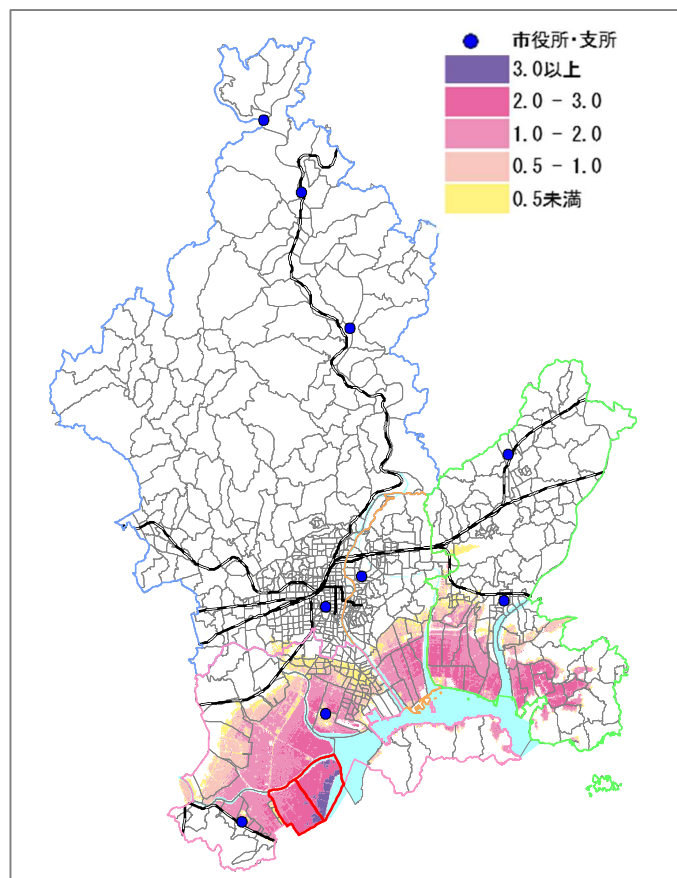
震度分布



液状化危険度



建物倒壊危険度分布



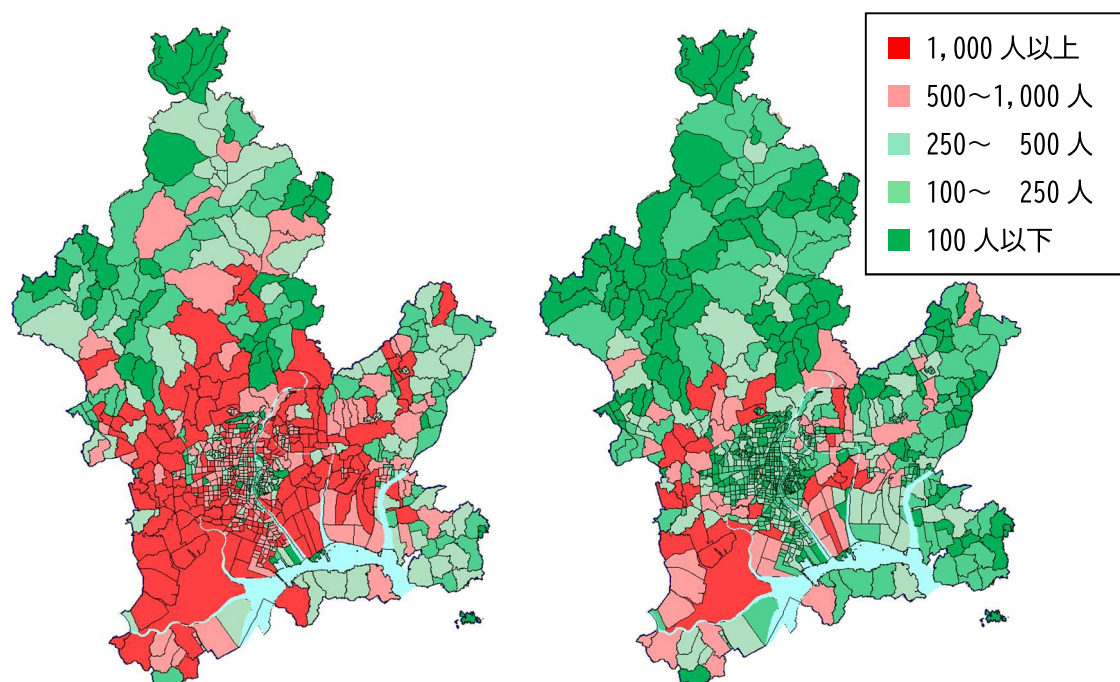
津波浸水想定

■南海トラフ地震による市内の影響

第2節 地域の復興に係る検討事項

1. 人口、高齢化の課題

各町丁目別の住民基本台帳による5歳階級別人口・世帯数（令和6年10月現在）をもとに各町丁目の人口分布及び65歳以上の高齢者分布を整理すると、下図のとおりとなります。人口は北区北部、東区東部のほか、都心部の一部の町丁目においても500人を下回る町丁目はありますが、高齢者の分布を見ると、都心部は概ね500人を超える町丁目はなく、その隣辺部に500人を超える町丁目が位置しています。



■市内の人口分布（左）、高齢者分布（右）

洪水による浸水域のうち、東区では高齢化率が比較的高い（市平均は26.9%）地域が多い状況です。土砂災害警戒区域を含む地域はいずれも高齢化率が比較的高く、特に南区奥迫川は高齢化率が50%を超える地域であり、復興に際しては、医療・福祉機能等を高めた復興や、被災によって若者の流出が一層進むことのない市街地のあり方を検討することが求められます。

2. 公共施設等の立地に関する課題

南区役所、灘崎支所、藤田地域センターは1～2mの津波浸水域内に立地し、興除地域センター、福浜地域センターも浸水区域外までの距離は近いものの0.5m未満の浸水が想定されています。

特に浸水被害を受ける拠点となる区役所、支所等については、早期の復興、機能回復が求められるとともに、復興後に再度被害を受けないように、対策を検討します。

第3章 復興計画の基本方針

第1節 策定の視点

第1章第2節で述べた関連計画の都市づくりの方向性を踏まえて、住環境・産業・市街地の3つの視点から、大規模災害発生後に策定する復興計画の策定の視点を以下のとおり示します。

1. 住環境の復興

被災者の暮らしの土台となる住宅・ライフラインを早期に復旧し、日常生活に欠かすことのできない、医療・福祉・教育等を確保しながら、一人ひとりに寄り添った安全・安心な生活環境の形成を実現します。

2. 産業の復興

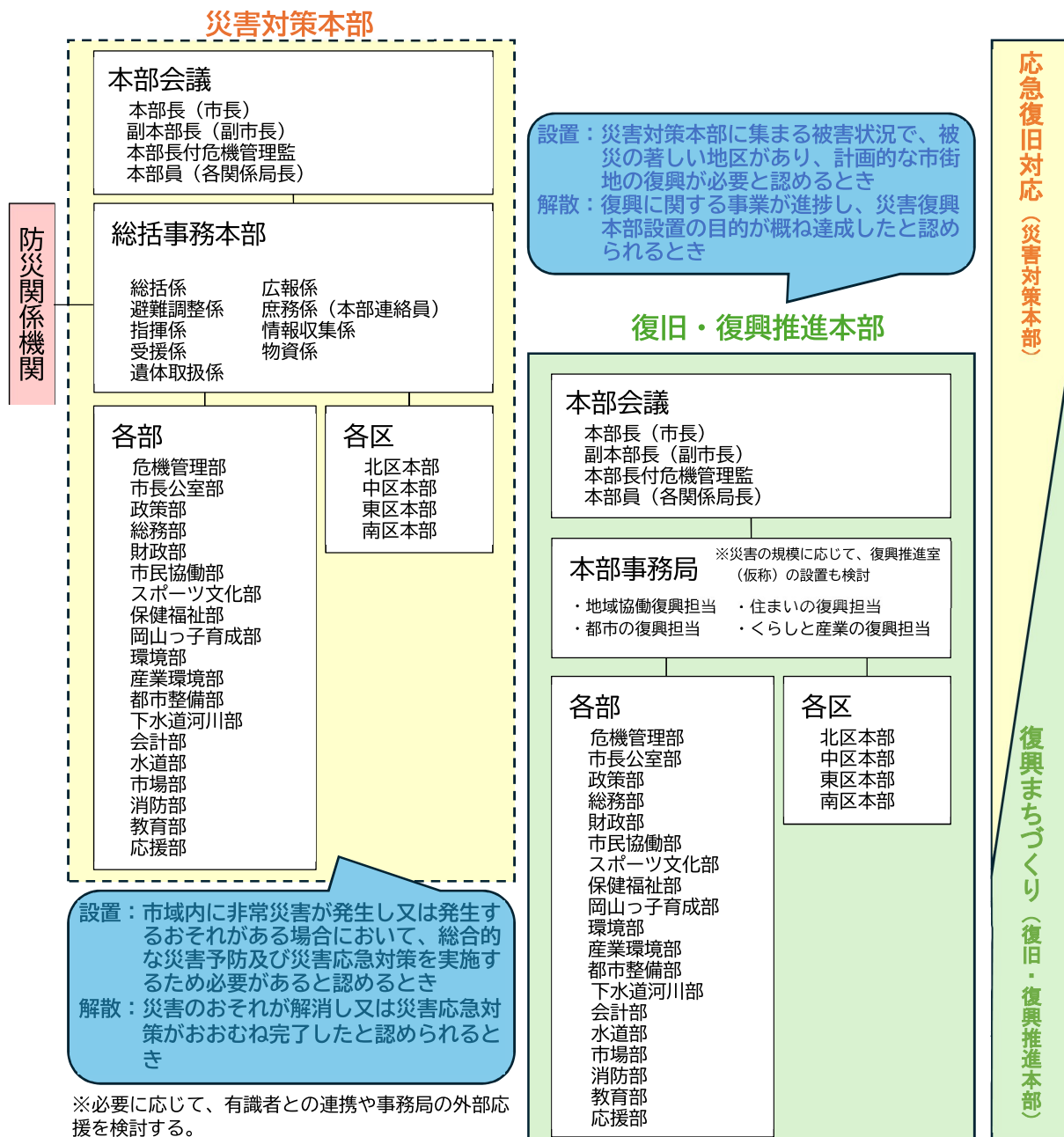
産業基盤を早期に復旧し、事業の継続・再建に向けて総合的支援を行います。

3. 市街地の復興

次なる災害への備えとともに、暮らしやすさや地元への愛着心など、早期の生活再建を目指す被災者のニーズを踏まえ、いきいきとした市民生活を将来にわたり支えていくことのできる、暮らしやすく魅力的なまちづくりを実現します。

第2節 復興体制

本市の復興体制は、復興段階では、復興計画の策定などの復興まちづくりに関する専門的な知識、経験が求められることから、「災害対策本部」とは別に「復旧・復興推進本部」を設置し、復興まちづくりを推進します。



■岡山市の復興体制イメージ

■復旧・復興推進本部の役割

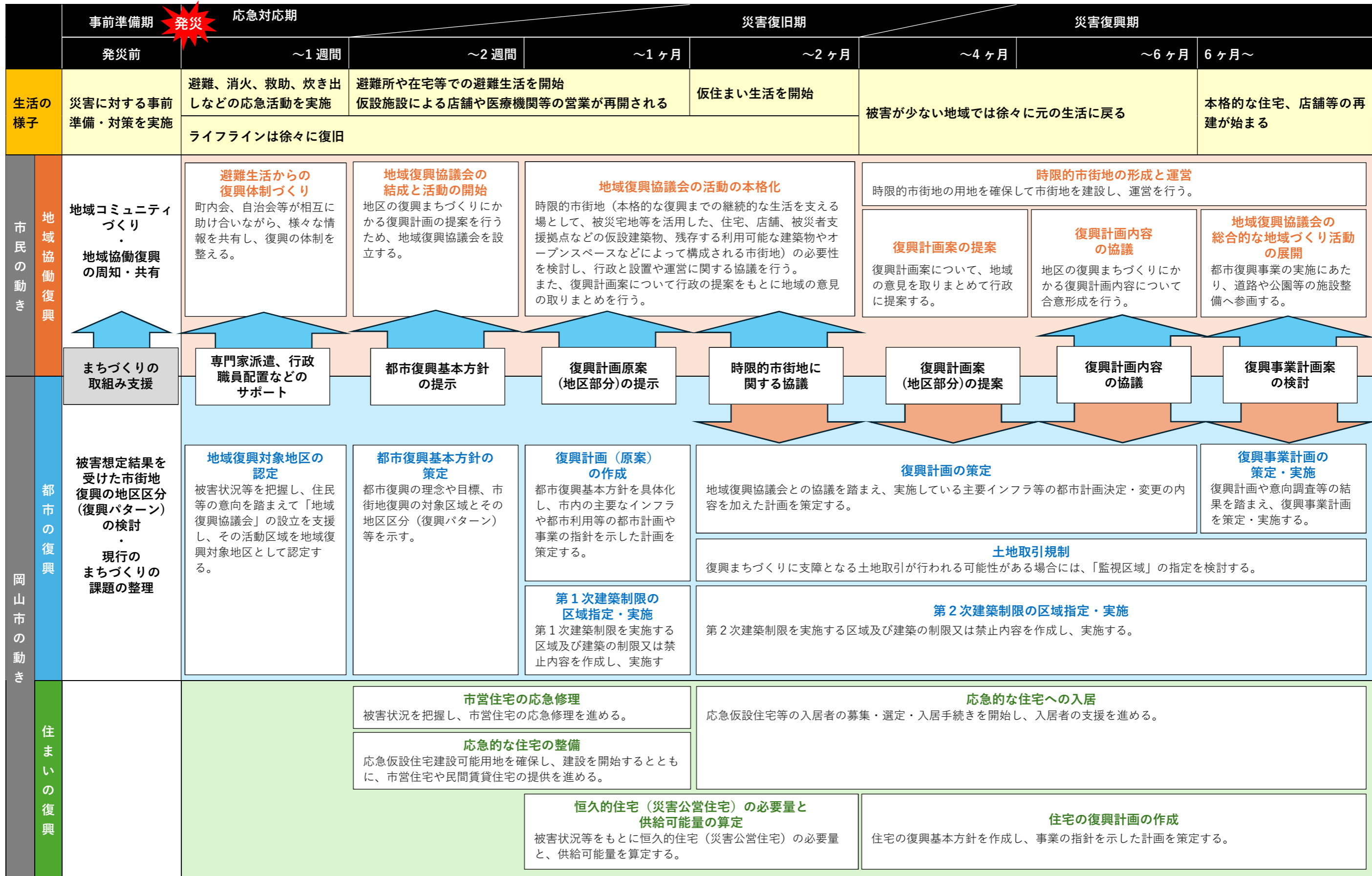
組織	役割
本部会議	<ul style="list-style-type: none">・復旧・復興推進本部事務局及び各部・各区の復興に係る取組に対する承認、全体指揮に関すること。・復興計画の策定に関すること。
本部事務局	<ul style="list-style-type: none">・復興状況の総合的な把握及び連絡調整に関すること。・復旧・復興本部会議の運営に関すること。・災害対策本部との連携に関すること。・復興事業の進行管理に関すること。
各部・各区	<ul style="list-style-type: none">・市内の復興まちづくりに関すること。・市民の住まい・暮らしの再建支援に関すること。・産業の再生・振興に関すること。・その他、被災地域及び周辺地域の復興に係る重要事項に関すること。

第3節 復興手順

都市復興は、市民と行政が互いに協力しながら復興に取り組んでいきます。被災直後の応急対応期、まちの機能を回復する災害復旧期、復興まちづくりを進める災害復興期の各段階において、市民及び行政の動きも変化していきます。

本市では、被害状況調査の実施や都市復興の基本的な方針をまとめた「都市復興基本方針」の作成、無秩序な建築の制限を行う建築制限、具体的な復興の取組をまとめた「復興計画」の策定等を行います。市民は、これらを進めていくにあたり「地域復興協議会」を設立し、行政との協働により復興まちづくりを進めていきます。復興手順のイメージは32～33頁、各部の役割分担、実施時期のイメージ（目安）は34～37頁に示すとおりです。

大規模災害発生後の災害対策本部体制下の業務と復興推進本部体制下の業務については、実災害時の被災規模や被災状況に応じて、調整を行ったうえで、改めて各部の復興に関する事務分掌を決定することを想定しています。



	事前準備期	発災		災害復旧期			災害復興期	
	発災前	～1週間	～2週間	～1ヶ月	～2ヶ月	～4ヶ月	～6ヶ月	6ヶ月～
生活の様子	災害に対する事前準備・対策を実施	避難、消火、救助、炊き出しなどの応急活動を実施 ライフラインは徐々に復旧	避難所や在宅等での避難生活を開始 仮施設による店舗や医療機関等の営業が再開される		仮住まい生活を開始	被害が少ない地域では徐々に元の生活に戻る		本格的な住宅、店舗等の再建が始まる
岡山市の動き くらしと産業の復興	<p style="text-align: center;">迅速な罹災証明書の交付 各種の支援措置を早期に実施するため、住宅等の被害調査結果を踏まえて、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。</p>							
	<p style="text-align: center;">情報、サービスの提供等 被災者の自立に対する援助、助成措置の広報、相談窓口等の設置、必要に応じて被災者台帳の作成・活用を行い、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p>							
	<p style="text-align: center;">生活資金等の支給 被災者生活再建支援金や災害弔慰金の支給、災害援護資金や生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金の貸付け、税や医療費負担、保険料の減免などを行う。</p>							
	<p style="text-align: center;">被災者の見守り、相談支援等 応急仮設住宅に入居する被災者等に対する孤立防止等のための見守りや日常生活上の相談支援等を行う。</p>							
	<p style="text-align: center;">産業の復興に係る資金の融資 被災した農林水産業従事者や事業者に対する融資や中小企業に対する復興資金の貸付けを行う。</p>							
	<p style="text-align: center;">雇用の確保 雇用創出策を実施するほか、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図る。</p>							
<p style="text-align: center;">公共施設、公共土木施設の復旧 所管する公共施設、公共土木施設の復旧を行う。</p>								

■地域協働復興

項目	主管部	関係部	応急対応期		災害復旧期		災害復興期			
			～1 週間	～2 週間	～1 ヶ月	～2 ヶ月	～4 ヶ月	～6 ヶ月	6 ヶ月～	
1 地域コミュニティづくり、地域協働復興の周知・共有	地域コミュニティ活動を実施し、地域協働復興の進め方、協働復興の手順等を周知・共有して、平時から復興時体制の基礎をつくる。	市民協働部	各区本部	(事前)						
2 避難生活からの復興体制づくり	町内会、自治会等が相互に助け合いながら、様々な情報を共有し、復興の体制を整える。	市民協働部	危機管理部 各区本部							
3 地域復興協議会の結成と活動の開始	地域の復興まちづくりにかかる復興計画の提案を行うため、地域復興協議会を設立する。市は設立の支援を行う。	復興推進室（仮称）	市民協働部 各区本部							
4 地域復興協議会の活動の本格化	時限的市街地（本格的な復興までの継続的な生活を支える場として、被災宅地等を活用した、住宅、店舗、被災者支援拠点などの仮設建築物、残存する利用可能な建築物やオープンスペースなどによって構成される市街地）の必要性を検討し、行政と設置や運営に関する協議を行う。 また、復興計画案について行政の提案をもとに地域の意見の取りまとめを行う。	復興推進室（仮称）	市民協働部 産業観光部 都市整備部							
5 時限的市街地の形成と運営	時限的市街地の用地を確保して市街地を建設し、運営を開始する。市は、運営の支援を行う。	復興推進室（仮称）	市民協働部 産業観光部 都市整備部							
6 復興計画案の提案	市が提示する復興計画案（地区部分）について、地域の意見を取りまとめて市に提案する。	復興推進室（仮称）	市民協働部 産業観光部 都市整備部							
7 復興計画内容の協議	地区の復興まちづくりにかかる復興計画内容について、市と合意形成を行う。	復興推進室（仮称）	危機管理部 政策部 市民協働部 産業観光部 都市整備部							
8 地域復興協議会の総合的な地域づくり活動の展開	市の都市復興事業の実施にあたり、道路や公園等の施設整備へ参画する。	都市整備部	各区本部							

■都市の復興

	項目	主管部	関係部	応急対応期			災害復旧期		災害復興期	
				～1 週間	～2 週間	～1 ヶ月	～2 ヶ月	～4 ヶ月	～6 ヶ月	6 ヶ月～
1	被害想定結果を受けた市街地復興の地区区分(復興パターン)の検討、現行のまちづくりの課題の整理	都市整備部	危機管理部 下水道河川部 水道部	(事前)						
2	地域復興対象地区の認定	都市整備部	危機管理部 市民協働部	■						
3	都市復興基本方針の策定	都市整備部	危機管理部 政策部		■					
4	第1次建築制限の区域指定・実施	都市整備部	—			■				
5	復興計画(原案)の作成	都市整備部	危機管理部 政策部			■				
6	復興計画の策定	都市整備部	危機管理部 政策部				■	■	■	■
7	土地取引規制	都市整備部	—				■	■	■	■
8	第2次建築制限の区域指定・実施	都市整備部	—				■	■	■	■
9	復興事業計画の策定・実施	都市整備部	危機管理部 政策部 市民協働部 産業観光部							■

■住まいの復興

	項目	主管部	関係部	応急対応期			災害復旧期		災害復興期	
				～1 週間	～2 週間	～1 ヶ月	～2 ヶ月	～4 ヶ月	～6 ヶ月	6 ヶ月～
1	市営住宅の応急修理	被害状況を把握し、市営住宅の応急修理を進める。	都市整備部	危機管理部		■				
2	応急的な住宅の整備	応急仮設住宅建設可能用地を確保し、建設を開始するとともに、市営住宅や民間賃貸住宅の提供を進める。	都市整備部	—		■				
3	恒久的住宅（災害公営住宅）の必要量と供給可能量の算定	被害状況等をもとに恒久的住宅（災害公営住宅）の必要量と、供給可能量を算定する。	都市整備部	危機管理部			■			
4	応急的な住宅の入居	応急仮設住宅等の入居者の募集・選定・入居手続きを開始し、入居者の支援を進める。	都市整備部	—				■		
5	住宅の復興計画の作成	住宅復興基本方針を作成し、事業の指針を示した計画を策定する。	都市整備部	—					■	

■くらしと産業の復興

項目	主管部	関係部	応急対応期		災害復旧期			災害復興期	
			～1 週間	～2 週間	～1 ヶ月	～2 ヶ月	～4 ヶ月	～6 ヶ月	6 ヶ月～
1 生活資金等の支給	被災者生活再建支援金や災害弔慰金の支給、災害援護資金や生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金の貸付け、税や医療費負担、保険料の減免などを行う。	保健福祉部 各区本部	—			■	■	■	■
2 被災者の見守り、相談支援等	応急仮設住宅に入居する被災者等に対する孤立防止等のための見守りや日常生活上の相談支援等を行う。	保健福祉部	都市整備部 各区本部			■	■	■	■
3 雇用の確保	雇用創出策を実施するほか、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図る。	産業観光部	—				■	■	■
4 迅速な罹災証明書の交付	各種の支援措置を早期に実施するため、住宅等の被害調査結果を踏まえて、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。	保健福祉部	産業観光部 消防部 各区本部		■	■	■		
5 情報、サービスの提供等	被災者の自立に対する援助、助成措置の広報、相談窓口等の設置、必要に応じて被災者台帳の作成・活用を行い、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。	各部	—		■	■	■	■	■
6 公共施設、公共土木施設の復旧	所管する公共施設、公共土木施設の復旧を行う。	各部	—				■	■	■
7 産業の復興に係る資金の融資	被災した農林水産業従事者や事業者に対する融資や中小企業に対する復興資金の貸付けを行う。	産業観光部	各区本部			■	■	■	■

